質 問 第 一 四 号平成十二年三月八日提出

バイオ施設の安全性に関する質問主意書

提出者 辻 元 清 美

バイオ施設の安全性に関する質問主意書

上 現代は \mathcal{O} 未 知の新しい 「突発出 、 感染· 現ウ 症が登場したと報告している。 1 ル ス \mathcal{O} 時代」 と呼 ば れるように、 その原因として遺伝子組換えをあげる有力な学説もあ W Н О 世 [界保健機関) は過 去二十年間に三十以

り、 未知のバイオハザード (生物災害) の危険性が憂慮されている。

て、 こうした病原体や組換えDNA、 周 辺への最大の汚染源となる可能性がある。その場合、 実験動物等を扱うバイオ施設は、 原因となった病原体等を直ちに検知することは 排気、 廃棄物、 排水、 排煙等を通し

困

|難で

あ

ŋ,

漏

洩が超微量でも一定の条件下では増殖も有り得る。

施設 通 り無法状態にある。 規 か 制 0 住民運動 我が| 玉 は欧 が取り組まれてきたが、一 その結果、 米諸国と異なり、 多くのバイ これらバ 才 方で、 施設が イオ施設 圧倒的多数の住民は、こうした危険物と背中合わ 人口 「密集地· ^ の立地は ある 規 制 7 や届 はその 出 制度、 周 辺に <u>\\\</u> 査 地し、 察制度もなく、 各地でバ せに イオ

生活 していることすら知らされてはいない。 昨年九月三十日に起きた東海 「臨界事故」 の教訓は、 バイオ施

設に関しても生かされるべきである。

一十一世紀に向けて、 政府はバイオテクノロジー分野の研究・ 開発の推進に前向きのようであるが、 推進

にあたってはバ イオ施設に対する法的 社会的! 規 制 0 確 立が望ま れ る。

以下、バイオ施設の安全性確保について質問する。

日本全国にある 組 換え D N A研究施 設、 病 原 体 施 設、 実験 動 物 施 設の立地状況・ 安全性 確保の実態を政

府及び各地方自治体が、 現在どの程度把握 て 7 るのか明ら かにされたい。 また、 把握状況が不十分であ

れば、至急に全国調査が必要と考えるが、いかがか。

前項の各施設 0 名称、 <u>\(\frac{1}{2} \) \(\frac{1}{2} \)</u> 地 場所、 事業項 ĺ 病原体等の種名を国民への安全性情報の開示の立場から公

表すべきと考えるが、いかがか。

病 原体 \mathcal{O} 扱い · を定 めた法令の な 7 日 本では、 国立 立感染症 研究所病原体等安全管理規 程 が · 全 国 0 病 原体

を

扱う 施設にい お いて参考にされてきた。 しか Ļ この 規程は感染症 研 究所の 内部的な規程にすぎず、

法令の整備が必要と考えるが、いかがか。

匹 バ イオ施設から病原体や組換え D N Aが漏出 した場合、 周辺環境への影響を把握するための調査等の手

法の確立が必要と考えるが、いかがか。

五.

W

Н O [Safety in Health - care Laboratories] 1 9 9 7 年 和訳 『保健関係施設の安全性』) で

もこれ れ は て 立 「高 に従 地され 度封じ込め実験施設あるい い住宅地及び公衆の集まる地域に立地することを禁ずる法的 なけ れ ばならない。」(P. は危険 な実験施設は、 1 6 とし、 バイオ施設の立 患者や公衆 \mathcal{O} V 地 ?な規制が必要と考えるが、 る地域とよく使わ にこ つい て 規 制 して 'n る道路 1 る。 から離 7 日 か 本 が で

か。

六 定め、こうした事業を営 1 生上若しくは健康上 な 前 V) 項との関連 今後、 この政 で、 の有害の度が高いことにより、 建築基準法別表第2(と)三(16)で、「安全上若しくは防火上の危険の度又は 令で定める事 む工に 場の 住宅地 業 \mathcal{O} の中にバ ^ の 立 イオ試験研究を含めるべきと考えるが、 地を禁ずるものとしているが、この政令は 住居の環境を保護する上で支障が `ある」 1 か 未だ制定され 事 が か。 業を政令で 7 衛

七 れ る用途が主である。 住宅地 てい る。 に立 この点で、 地する 施設 研究施設について、 バイオ研究施設は少なくとも第一 は、 旧第二 種住居専 昭 舶 5 2 地 住指 域 (現第1種中 発 7 7 種中高層住居専用地域には立地できないと考える 8号通 高 達 層住 で、 ||居専用: 近隣 (地域) の居住環境 に は立地できないとさ 死を害する る恐 れ \mathcal{O} あ

八 阪 神淡路大震災の被災状況を踏まえて一九九六年十月に建設省が制定した 「官庁施設の総合耐震計 画 基

が、

7

かが

か。

準 (以 下 「建設省耐震基準」という)では、 病原菌 類を扱う試 験研 究施設に対 Ļ 石 油 類 高 圧 ガス、

火薬類等を扱う施設より も厳 L V 耐震安全性 を求 小めて 1 るが 現行 \mathcal{O} 建 築基準 法 では、 石 油 類 等 \mathcal{O} 消 防法

で定める危険物や高圧ガス、 火薬類を危険 物 の対象としているもの $\mathcal{O}_{\mathbf{k}}$ 病原菌質 類は対象とは ľ てい な \ <u>`</u>

この点で今後建築基準法を早急に整備 病原菌類を危険物の対象とすることが必要と考えるが、 **V** > か が

か。

九 組 操 え D NA実験指針では、 地震時、 火災時、 停電時など非常時における安全対策につい て具体的 に触

れ 5 れておらず、 各事業者任せになってい る。 地震国 日 本に お **V**) て は 地震時 にお ける物 理 的 対じ込む めを

維 持 することが病 原菌 類を扱う施 設 \mathcal{O} 安全性 確 保 \mathcal{O} 必 須条件であるが、 その ために は 建 築基 準 法 \mathcal{O} 遵守だ

け で は不十分である。 そこで、バイオ施設については、 官庁 施設の みならず民間 施設に うい ても少なくと

t 前 掲 \mathcal{O} 建設省耐震基準」を適用することを義務付けるべきと考えるが、 7 カゝ が か。

+ 組 換え D N A 実験 で有効に機能 しなかったベクターの保管・廃棄状況を政府はどのように把握している

のか明らかにされたい。

+ 病原体や組換えD N A の輸送中の事故対策について政府はどのように策定してい るの か明らかにされ

たい。

各省庁にまたがるバイオテクノロジーの安全性確保のために統 的な対策が必要と考えられるが、 中

考えはあるか。また、 昨年九月の東海村臨界事故の教訓から行政の推進機関と安全機関との分離が指 .摘さ

文部科学省を主務官庁とし、中心となって取り

組む

央省庁改革の中で主務官庁をいかに位置付けるのか。

れている。 その点から、 組換えDNA実験の安全審査は環境省が担うのがふさわしいと考えるがい かが

か。 あるいは、 第三者的審査機関の設置について検討する意向はあるか。

右質問する。